

亀山市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月20日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 変更があった地縁による団体の名称

木下自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 川村 俊二

亀山市木下町4-1-1番地2

変更後 岩間 由和

亀山市木下町4-6-0番地

3 変更の年月日

令和3年1月10日

4 変更の理由

任期満了により自治会長が交代したため